

「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

なお、本業務は国の交付金を活用し実施する業務であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、このプロポーザルの中止・変更等を行うことがある。

令和 7 (2025) 年 3 月 25 日

栃木県産業労働観光部産業政策課

1 業務の目的

本県は就職等を契機とした女性の転出超過の状況が続き、その影響は婚姻率や出生率にも及ぶことから、令和 6 年 3 月に「女性に魅力ある雇用・産業創出等に向けた事業戦略（以下、事業戦略という。）」を策定し、女性の転出超過改善や本県産業の振興に向けた取組を進めていくこととした。

本県は、自動車・航空宇宙・医療福祉機器などを中心に多様な製造業が集積する「ものづくり県」として発展してきたところであるが、事業戦略の策定に当たって実施した「女性の仕事や働き方に対する考え方・ニーズに関する調査」から、製造業は、都内在住の女性においても就業の希望が高い業界の一つであり、とりわけ本県の女性は製造業で働く希望が高い傾向があることがわかった。

また、製造業における女性の希望が高い業務内容として、営業、企画・マーケティング、組立、加工、研究開発、検査・検品等が見受けられた一方で、現状は、事務的な業務への従事が多い状況であるなど、実態と希望との間に乖離があることも明らかになった。

このため、本県が強みを有する製造業において、女性が働きたいと思える魅力ある仕事を提供できる企業の創出・拡大を図っていくため、事務以外に女性が活躍できる業務領域を見出す企業を支援するモデル事業に取り組むものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の内容

別添「「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託契約金額の上限

本業務の上限額は、3,284,000 円（消費税及び地方消費税込み）とする。

(4) 委託業務の履行期間

- 契約締結した日から令和 8 (2026) 年 3 月 19 日 (木) まで
(5) 担当部署及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付期間は次のとおりとする。

提出先・質疑先：栃木県産業労働観光部産業政策課

次世代産業創造室（栃木県庁本館 6 階）

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

電話：028-623-3203／FAX：028-623-3167

E-mail：sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）ただし、面接による場合は、予め担当者宛て予約を取ること。

3 プロポーザルへの参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

- (1) 予定される実施スケジュール

①実施要領等の公表	令和 7 (2025) 年 3 月 25 日 (火)
②実施内容等に関する質問受付期限	令和 7 (2025) 年 4 月 1 日 (火) 17 時必着
③質問に対する回答	令和 7 (2025) 年 4 月 3 日 (木)
④参加表明書の提出期限	令和 7 (2025) 年 4 月 4 日 (金)
⑤企画提案書等の提出期限	令和 7 (2025) 年 4 月 9 日 (水) 17 時必着
⑥審査結果の通知公表	令和 7 (2025) 年 4 月 15 日 (火) (予定)

(2) 実施要領等の配布

- ① 配布期間：令和7(2025)年3月25日(火)～同年4月4日(金)
(担当所属で配布する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)
- ② 配布場所：上記2(5)の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ(産業・しごと-入札・公売)からダウンロードできる。
※ URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html>)

(3) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別記様式1)を産業政策課宛てに電子メールにより提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページ上で公開する。

(5) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別記様式2)及び参加資格確認書(別記様式3)を作成し、電子メールにより提出すること。(到着確認のため、送信後に電話連絡すること。)

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和7(2025)年4月8日(火)17時までに、辞退届(様式任意)を提出すること。

(6) 企画提案書の作成・提出

参加表明書の提出後、下記のとおり企画提案書を作成し、持参又は郵送等により提出すること。

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は簡易書留又はレターパックに限ることとし、到着確認のため電話連絡を行うこと。

- ①企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、A4判サイズに折り込むこと。枚数に制限は設けないが、カラー印刷とすること。

- ②企画提案書の様式は任意とするが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とするが、作成に当たってはできる限り専門的な用語は避け(やむを得ず、使用する場合は注釈を加える)、平易かつ分かりやすい表現を使用すること。

A) 企画提案内容

仕様書を熟読の上、以下の内容については必ず明記すること。

- B) 実施計画及び全体のスケジュール
- C) 業務遂行人員体制(人員、経歴等)
- D) これまでの取り組んだ類似の事業実績
- E) 個人情報の管理方法

F) 見積額

③企画提案書は1者1提案とする。

④企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とし、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

提出の際に、栃木県知事宛ての「見積書」の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目（人件費、資料作成費、諸経費、消費税等）ごとに区別するとともに企画提案書の見積額と整合をとること。

⑤企画提案書等提出書類の取扱は、次のとおりとする。

A) 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）。

B) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

C) 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

D) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

E) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

F) 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

G) 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

H) 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

I) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

J) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 契約候補者の選定

参加表明者が参加要件を満たす旨を確認した後、次により審査を行う。

(1) 評価基準

別表『「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務委託審査表』の評価基準に基づき、審査を行う。

(2) 審査方法

企画提案書について、県が設置する審査会において書面審査を行う。内容を踏まえ、各選定委員が審査基準に基づき審査を行い、各選定委員の評価点数の合計点が最も高い1者を契約候補者とする。該当する企画提案者が複数あった場合には、委員ごとの順位付け及び評価項目の各得点を総合的に踏まえて、委員の協議により、企画提案者の順位を決定し、1位となった企画提案者を契約候補者に定める。

各選定委員による評価点数の合計点が満点に対し6割未満の場合は、当該企画提案書を契約候補者として選定しない。参加者が1者の場合も同様とする。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③見積書の金額が2(3)の委託料上限額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載する。

6 契約の締結

- (1) 上記5(2)の審査において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

別表 「女性×ものづくり企業」エンパワーメントモデル事業業務委託審査表

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（５名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で各選定委員の評価点数の合計点が最も高い１者を契約候補者とする。
- 3 上記２が複数あった場合には、委員ごとの順位付け及び評価項目の各得点を総合的に踏まえて、委員の協議により、企画提案者の順位を決定し、１位となった企画提案者を契約候補者に定める。
- 4 各選定委員による評価の合計点が300点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。参加者が１者の場合も同様とする。

(100点満点)

評価項目	評価内容	配点
1 政策の理解度	本業務に関する国や本県の政策について十分理解しているか。	10点
2 提案内容の優良性	提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。	20点
3 提案内容の独創性	既存の枠組みにとらわれることなく、独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	15点
4 業務遂行の柔軟性	県やその他関係者の意見等を踏まえ、検討内容を都度柔軟に見直し、精緻化を図る工夫があるか。	10点
5 業務遂行の安定性	委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	15点
6 業務実施の確実性	過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等以上の成果が期待できるか。	15点
7 必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5点
8 専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10点